

保護者各位

令和2年5月25日

かみこまつ保育園

園長 大西 祐輔

緊急事態宣言解除後の保育について

本日5月25日、東京都が緊急事態宣言の解除を発表いたしました。これに伴い、当初の予定では解除の有無に関わらず5月末まで休園とされていた保育園の休園措置も急遽解除となることと決定し、明日以降は開園することとなりました。家庭保育にご協力頂き、誠にありがとうございました。

新型コロナウイルスの脅威は過ぎ去ったわけではありません。保育園でも行政からの指導にのっとり、できる限りの対策を取っていきますが、集団生活を送る上で濃厚接触は避けられません。感染の拡大を防ぐためにも、以下の事にご協力の上、登園をお願い致します。

【登園スケジュールの提出について】

★5月の登園予定において、ご提出頂いている登園予定を変更して登園が必要となった方は、登園日と保育時間を メールにてお知らせください。

※職員配置、給食食材手配の都合上、前日12時までにご連絡ください。

★5月26日(火)に登園予定の方は本日5月25日(月)17時までに園にご連絡下さい。

期間が短く申し訳ありません。

★育児休業をしている保護者の方に関しまして、区の指導によりできるだけ家庭保育のご協力をお願い致します。保育が必要な場合はご相談ください。

【体調不良時の登園可否判断について】

★発熱や風邪症状（鼻水、咳など）の際は登園をお控え頂くことがございます。また、お迎えの要請をさせて頂くことがありますのでご承知おきください。登園前には必ず検温をして、登園し、体温チェック表に必ず記入をお願い致します。

【慣らし保育について】

★5月中旬に慣らし保育を開始希望の方はご連絡ください。慣らし保育は原則、職場復帰の2週間前から開始させて頂きます。期間につきましては担任と相談の上、決めさせて頂きます。

【新しい生活様式における、かみこまつ保育園の対応について】

★後日園だよりと一緒に配布致します。

ご不明の点がございましたら、ご連絡ください。よろしくお願い致します。

敬具

令和2年5月22日

保護者の皆様へ

葛飾区子育て支援部 子育て支援課
保育課

「緊急事態宣言」の解除に伴う保育施設等の利用について（事前連絡）

現時点においては不明点もありますが、緊急事態宣言が解除された場合を想定して、以下の通り、ご準備をお願いいたします。

- 1 緊急事態宣言が解除された場合には、「休園」を終了しますが、引き続き「家庭での保育を要請する」対応とします。経済活動の再開に伴い登園児童の増加が予想されることから、引き続き感染拡大防止のため、勤務先と調整等を行い、登園児童が集中しないよう、引き続きご家庭での保育や登園時間をずらす、保育時間の短縮などについて可能な限り取り組んでいただきようお願いいたします。

このため、5月分に続き6月分の保育料も日割り対応を行います。また、登園再開に当たっては、施設と十分に連絡を取り合ってください。

- 2 産休・育休明けの復職を条件に入所された児童の保護者の方については、復職期限を令和2年10月1日までとしております。

宣言解除後は、育児休業明け等の「慣れ保育」が集中する可能性もあることから、集中する登園時間を避ける、登園日を6月以降に先送りするなど、登園日を保育施設とご相談のうえ、復職の延期についてご協力をお願いいたします。

- 3 感染拡大の防止の観点から、必ず検温のうえ登園をお願いします。発熱や呼吸器症状など風邪症状がある場合は登園しないでください。お子さんだけでなく保護者ご自身の健康状態の管理も必ず行ってください。

※国や東京都の緊急事態宣言に関する発表がありましたら、その内容を踏まえ、改めて必要な通知などをお送りいたします。

※今後、保育施設をご利用の方は、園内で感染症が発生した場合の調査に必要となりますので、可能な限り、行動記録を取ってください。